



2018年10月2日

法務大臣 上川 陽子 殿

ロースクールと法曹の未来を創る会
代表理事 久保利 英明

司法試験受験資格の制度変更について

第1 要請の趣旨

当会は、貴省が検討されている法科大学院在学中に司法試験の受験を認める制度変更に関し強く反対するとともに、こうした法曹養成制度全体に関わる極めて重大な事項については、幅広く国民の意見を聞いて検討すべきであり、制度変更のための法案を今秋の臨時国会に提出しないよう強く要請します。

第2 要請の理由

1 はじめに

2018年9月25日付けの法科大学院協会の大貫裕之理事長名の文書（以下、「協会文書」といいます。）によると、貴省は、法科大学院在学中の法科大学院生に司法試験の受験を認める制度変更（以下、「制度変更」といいます。）を検討し、そのための法案を今秋に開会が予定される臨時国会に提出することを視野に入れているとされています。

当会は、以下のとおり、制度変更に関し強く反対するとともに、こうした法曹養成制度全体に関わる極めて重大な事項については、幅広く国民の意見を聞いて検討すべきであり、こうした制度変更のための法案を今秋の臨時国会に提出しないよう強く要請します。

2 「制度変更の目的」は本末転倒

協会文書によると、制度変更の目的は、「最終学年時（3年課程3年次、2年課程2年次）における司法試験の受験を認めて、…法曹志望者の時間

的・経済的負担軽減を図り、もって法曹志望者を増加させること」とされています。しかし、これまでも、当会が貴省に対しても繰り返し述べてきたとおり、法曹志望者が大幅に減少した理由は、貴省所管の司法試験委員会が、司法制度改革と法科大学院制度を導入した趣旨に反して、司法試験の合格者数を不当に制限し、「法科大学院修了者の7割から8割が合格する」という当初の想定に反して、合格率が3割に満たなくなったことによることが明らかです。2ないし3年間の時間と、少なくとも年間数十万円の費用をかけて修了しても、合格率が3割に満たず、初年度合格率ですら4割にも満たないというのでは、法科大学院に入学しようとする者が減少するのは、ある意味で、「当然」のことです。したがって、「法曹志望者を増加させる」のが目的であれば、こうした司法試験の現状を改め、当初の趣旨に沿って、法科大学院を修了した者の7割から8割程度が合格する仕組みに改めるべきです。貴省が検討している制度変更は、法曹志望者減少の真の原因を無視し、法曹志望者とりわけ法科大学院志望者をむしろ減少させかねない誤った手段としか言いようがありません。

3 法科大学院を死に迫いやる制度変更

(1) 受験を認めるのは「背理」

しかも、重大なのは、貴省が検討しているという制度変更は、法科大学院制度の趣旨と根本的に矛盾するということです。すなわち、司法試験法は、「司法試験は、…法科大学院課程における教育…と有機的連携の下に行う」（1条3項）とし、試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的（とする）」（2条、3条）としています。これを前提とすると、法科大学院の在学中に司法試験の受験を認めるということは、法科大学院の課程を修了していない（つまり、「教育途上の者」）に、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうか」を試す機会を与えることを意味します。これが、法科大学院を「法曹養成制度の中核」と位置づけた司法改革の理念と法科大学院制度の趣旨に反することは明らかです。

また、法科大学院に在学中の学生が司法試験に合格すれば、試験の時点において、「こうした知識と能力を有する」と判定されたことになるわけ

ですから、その者には、受験後に法科大学院に在学する理由はまったくくないということになります。

したがって、法科大学院在学中に司法試験の受験を認め、合格させることは、法科大学院制度の趣旨からすれば、まさに、「背理」というほかありません。

(2) 制度変更の「効果」

さらに、実際の教育課程からしても、制度変更は、実際には、法科大学院を死に追いやるものです。例えば、制度変更により、最終年次（未修3年次、既修2年次）の前期（5月～7月頃）に司法試験を実施するとすれば、未修2年次（既修1年次）の後半の法的な基礎力をつけるべき時期が司法試験の受験準備に費やされることになってしまいます。また、仮に後期（10月～12月頃）に司法試験を実施するとしても、未修3年次（既修2年次）という、実務と理論の架橋となる法科大学院教育の一番重要なカリキュラムを修得する時期のほとんどが司法試験の受験準備に費やされることになってしまいます。法科大学院には、法曹倫理や企業法務など、司法試験科目でなくても、社会が法曹に求める知識や技能を教育する責任がありますが、こうした責任を果たすことが極めて困難になることは明らかです。法科大学院制度の長所は、時間をかけてじっくりと学習させ、教育することです。この長所を放棄することは、法科大学院の存在意義を失わせるものです。

制度変更が行われれば、法曹になろうとする者の多くは、以下のように考えるでしょう。「法科大学院に進学すると、司法試験準備のために最も大事な時期に、司法試験合格には直接役に立たない、あるいは効率的ではない法科大学院の授業に、時間とエネルギーとお金を割かなくてはならなくなる一方、予備試験に合格すれば、予備校に通うなどして、司法試験合格に特化した効率的な勉強ができる。したがって、早期に司法試験に合格して、実務家となるためには、予備試験に合格することがますます重要となる。」と。そして、多くの受験予備校は、そのような宣伝を行うでしょう。結果的には、ますます、法曹志望者は、予備試験ルートを目指し、法科大学院は、さらに人気がなくなり、崩壊の途へ突き進むことになるでしょう。現在でも、法科大学院在学生のほとんどは、同時に予備試験を受験しています。合格した者の多くは、さっさと「足拔

け」(中退)してしまいます。かくして、法科大学院は「歯抜け状態」になりつつあります。しかも、この傾向は、優秀な学生が多い「上位校」になるほど強いとされています。こうした傾向が在學生を浮足立たせ、ますます司法試験合格のみに特化した勉強に向かわせているのです。

法科大学院在学中に司法試験受験資格を得ても、司法試験に合格しなければ意味はありません。予備試験より司法試験の方が合格し易いということであれば、予備試験を受けている人々の多くが法科大学院に入学することになるはずがありません。

(3) ギャップターム問題の解消に名を借りた「策謀」

制度変更は、いわゆる「ギャップターム問題」の解消が導入理由とされているようです。しかし、本当に「ギャップターム」だけを解消するのであれば、修了直後の4月に試験を行い、6月末までに合格発表することを検討すべきです。そのためには、試験の内容や方法(パソコンの使用など)において大きな改革が必要となりますが、法科大学院制度を採用する多くの国で克服されている問題が日本で解決できないはずはありません。そのような試みを行わずに、法科大学院のカリキュラム期間の最中に司法試験を行うというのは、「ギャップターム問題の解消」に名を借りて、法科大学院制度を廃止に追い込もうとする「策謀」ではないかと考えざるを得ません。本来、法科大学院制度を採用する以上、法科大学院の修了が法曹資格取得の必要条件とすべきで、予備試験は極めて例外的なルートとするか、廃止すべきです。本来は「例外」である予備試験と比較して、「予備試験に行かないように」という目的で法科大学院の学習期間を減らすというのでは、本末転倒です。

また、夏に司法試験を受験して翌年4月から司法修習に入るようにした場合、法科大学院最終年次に司法試験に合格する、おそらくは少数の者を除いて、多くの者にとってはむしろ「ギャップターム」が長くなります。そのため、制度変更の目的と効果が矛盾しています。

4 「密室」で決めるべきことではない

以上のことから明らかなおとおり、制度変更は、法科大学院の教育と法曹養成制度の根幹を破壊するものと言わざるを得ません。貴省は、こうした重大な問題を社会的に明らかにすることもなく、省内だけで検討し、これ

を法科大学院協会にだけ検討させて意見を求めています。しかし、この問題は、「司法試験の受験資格」などという技術的な問題ではなく、日本の法曹の将来、さらには、国民と社会に重大な影響を及ぼす問題です。これを貴省内だけで検討し、法科大学院協会にのみ開示してその意見を求めるだけで、広く国民的な議論を経ることなく国会に法案を提出するなどというやり方は、およそ許されるものではありません。

当会は、貴省のこうしたやり方に強く抗議するものです。そして、冒頭に述べたとおり、制度変更に強く反対するとともに、貴省に対し、こうした法曹養成制度全体に関わる極めて重大な事項については、幅広く国民の意見を聞いて検討すべきであり、現状の検討状況のままで今秋の臨時国会へ法案を提出することがないよう強く要請するものです。

以上